新型コロナウイルス感染症対策における テレワークの推進について

令和4年4月 内閣官房 新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策におけるテレワークの取組の推進について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

- テレワークの活用等については、<u>感染拡大防止のための「新たな日常」に向けた事業者の取組として重要</u>。
- 現在、各都道府県においては、事業者に対し、テレワーク等の人との接触を低減する取組の推進を働きかけるとともに、オミクロン株の特徴や<u>各地域の感染状況を踏まえ、テレワークの活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで</u> 設定するなどの感染防止策を強化することとしている。
- こうしたことに加え、感染拡大防止とともに、経済社会活動の継続が重要な課題となっている中で、<u>業務継続の観</u> 点から、テレワークの取組を積極的に推進している。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日(令和4年3月17日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

- 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針
- (5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策
- 5) 事業者
 - ・ 緊急事態宣言の発出を待つことなく、業務継続の観点からも、**在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減** 目標を前倒しで設定する。
- 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項
- (5) まん延防止
- 4) 職場への出勤等

(都道府県から事業者への働きかけ)

- ② 特定都道府県は、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、**出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務(テレワーク)の活用 や休暇取得の促進等の取組を推進**すること。
- ③ 重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 人の流れを抑制する観点から、<u>在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進</u> するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。
- ④ **緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県**においては、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ **在宅勤務(テレワーク)**、時差出勤、自転車通勤等、**人との接触を低減する取組を推進**すること。 (政府等の取組)
- ⑥ (略) 経済団体に対し、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。
- (10) その他重要な留意事項
 - 3) 社会機能の維持
- ⑤ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者についても、テレビ会議及び<u>在宅勤務(テレワーク)の積</u>極的な実施に努める。

経済三団体への働きかけ

<山際大臣と経済三団体とのTV会議>

日 時:令和4年1月13日

出席者:山際大臣、十倉日本経済団

体連合会会長、三村日本商

工会議所会頭、櫻田経済同

友会代表幹事

山際大臣から、経済三団体に対し、

- 業務継続の観点からのテレワー クの推進について要請
- ・ 関係府省で講じている**各種支援 策等を周知**

